

## 第53回全国モモ研究大会開催費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、公益社団法人山梨県果樹園芸会（以下「果樹園芸会」という。）が実施する第53回全国モモ研究大会の開催に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金の補助対象経費等)

第2条 この補助金の補助対象経費及び補助金の交付額は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 果樹園芸会会長は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第2号）により果樹園芸会会長に通知するものとする。

### (補助金の交付の条件)

第5条 果樹園芸会会長は、補助金交付決定後の事情の変更等により、当該事業を変更し（別表に定める軽微な変更は除く。）、中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）により、知事の承認を受けなければならない。

### (実績報告書)

第6条 果樹園芸会会長は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付)

第7条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払により交付することができるものとする。

2 果樹園芸会会長は、前項の規定により概算払を受けようとする場合は、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

### **(補助金の額の確定)**

第8条 知事は、第6条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、果樹園芸会会長に通知するものとする。

2 知事は、果樹園芸会会長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

### **(書類の保管)**

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

### **(その他)**

第10条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

### **附 則**

1 この要綱は、令和3年1月15日から施行し、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

## 別表

補助対象経費	補助金の交付額	軽微な変更
1 報償費 大会記念誌の原稿作成料 2 事務費 通信費、送料等 3 雑費 情報資料作成費、梱包資 材費等	定額 ただし、300千円を 上限とする。	1 補助対象経費の各 費目間において、いず れか低い額の20% 以内を増減させる場 合 2 補助事業の目的の 達成に支障を来たさ ない事業計画の細部 の変更であって、交付 決定を受けた補助金 の額の増額を伴わな いもの